



緊急時における児童生徒の帰宅を支援！

# 教育旅行等緊急帰宅支援助成事業

児童生徒対象

申請受付期間

令和5年

令和6年

4月3日(月) から 3月29日(金)

※申請受付期間内であっても、予算上限に達した場合は、受付終了となります。

本市での教育旅行において、滞在中に体調不良や新型コロナウイルス感染症の感染又は感染疑い、濃厚接触者に該当する可能性が生じた場合において、当該児童生徒の緊急的な帰宅に要する経費の一部を支援します。

※申請にあたっては、事前に（一社）喜多方観光物産協会グリーン・ツーリズムサポートセンター）までご相談ください。

## 支援内容

### 【保護者等による送迎がない場合】

帰宅方法	助成額
公共交通機関等利用	公共交通機関の実交通費（上限10,000円）×対象児童生徒数

### 【保護者等による送迎がある場合】

帰宅方法	算出方法	助成額
自家用車	ア 37円×往復の移動距離（km）	左記ア、イのいずれか少ない額
	イ 対象児童生徒数 × 10,000円	
公共交通機関等利用	ア 実交通費（上限10,000円）×対象児童生徒数	左記ア、イの合算額
	イ 保護者1名分の実交通費（上限10,000円）	